

鹿島市と九州電力株式会社との
カーボンニュートラルの推進による地球温暖化対策に関する連携協定書

鹿島市（以下「甲」という。）と九州電力株式会社（以下「乙」という。）は、再生可能エネルギーの有効活用をはじめとした、カーボンニュートラルの実現に向けた取組みを通じて、地球温暖化対策を推進することに関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定の締結および実施において知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を第三者に開示、または漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める秘密保持の義務を負うものとする。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が双方の人的・物的・知的資源を有効に活用し、カーボンニュートラルの推進による地球温暖化対策の取組みを推進するため、多様な連携を行うことを目的として実施する。

（連携内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため次の各号について連携し協力する。なお、当該各号の詳細、具体的な事項等については、甲及び乙協議の上、決定するものとする。

- (1) 再生可能エネルギーの導入拡大に関すること
- (2) EV導入など脱炭素に向けたまちづくりに関すること
- (3) 災害などの緊急時における蓄電池などを活用した電力レジリエンスの強化に関すること
- (4) 前各号に附帯すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要な協議を行うものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有する。

令和4年10月31日

甲：佐賀県鹿島市大字納富分2643番地1
鹿島市長

松元勝利

（有効期間及び解約）

第3条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲及び乙いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の有効期間中にかかわらず、解約予定日の1ヶ月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

乙：佐賀県佐賀市神野東二丁目3番6号
九州電力株式会社 佐賀支店
執行役員佐賀支店長

田中徹

（協定の変更）

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ、本協定を変更し、または解約することができるものとする。